

UNILOC 2017 LLC v. APPLE, INC事件、上訴番号2019-1922、2019-1923、2019-1925、2019-1926 (CAFC、2020年7月9日)。Mayer裁判官、Prost裁判官、Taranto裁判官による審理。カリフォルニア州北部地区地方裁判所(Alsop裁判官)による判決を不服としての上訴。

背景:

Uniloc社はApple社を特許侵害で提訴した。Apple社は本訴訟を却下するための申し立てを提出し、Uniloc社はこの却下するための申し立てに対して異議申し立て(opposition)を提出した。また、Uniloc社は、当事者同士のブリーフと23件の証拠物件全体のほとんどの資料の非公開を求める申し立て(motion to seal)を提出した。資料および証拠物件には、判例法からの引用およびUniloc社の当時アクティブであった特許案件のリスト等、すでに一般に周知である特定の事実が含まれていた。Uniloc社は、非公開要求をサポートするために3件の短い宣言書を提出し、資料および証拠物件にはライセンス条件およびビジネスプランに関連する「機密情報、内密情報、および企業秘密(sensitive, confidential, and proprietary information)」が含まれていると主張した。

地方裁判所は、非公開を求める申し立て(motion to seal)を却下し、Uniloc社が証拠物件の大多数およびブリーフと宣言書の大部分に相当するそのような広範囲の資料を非公開にする説得力のある理由を提示しなかったため、その結果、該申し立ては、非公開を求める申し立て(motion to seal)を幅狭く適合させることを義務付けているローカルルール79-5に準拠していなかったとした。

その後、Uniloc社は、再審査請求の提出許可を求める申し立て(motion for leave to seek reconsideration)と、非公開を求める改訂版申し立て(revised motion to seal)を提出し、以前に非公開を試みた内容の90%以上を公開することをいとわないこと、および今回問題となっている資料の開示により第三者(Uniloc社の複数のライセンシー)も損害を受けることになるとした。これに対して、地方裁判所は、再審査請求の提出許可を求める申し立て(motion for leave to seek reconsideration)と非公開を求める改訂版申し立て(revised motion to seal)を却下し、Uniloc社は最初から適切な要求を提出するべきであったとした。さらに、Uniloc社は、より幅狭く規定した非公開を求める申し立て(motion to seal)でさえ正当である理由を十分に説明しなかった。Uniloc社は、これを不服として上訴した。

争点/判決:

(1) 地方裁判所は、Uniloc社の内密とされる情報に関して、非公開を求める申し立て(motion to seal)を却下し、再審査請求の申し立て(motion for reconsideration)を却下する際に、その裁量権を濫用したか。否、原判決が確認支持される。

(2) 内密とされる情報の開示により影響を受ける可能性のある第三者に関する地方裁判所の判決は不適切であったか。然り、原判決は無効とされ、本件差し戻しとなる。

審理内容:

(1) Uniloc社の情報に関して、Uniloc社は地方裁判所のローカルルール79-5を遵守していなかった。該ルールでは、非公開を求める申し立て(motion to seal)を幅狭く適合させることを義務付けている。通常、CAFCは、地方裁判所の独自のローカルルールの解釈を「幅広く尊重(broad deference)」している。Uniloc社による非公開を求める申し立て(motion to seal)は過度に幅広いものであり、裏付けとなる宣言書には結論的な陳述のみが含まれていた。実際、Uniloc社は「今回問題となっている文書には「機密情報、内密情報、および企業秘密が含まれている(contain[ed] sensitive, confidential and proprietary information)」という通りいっぺんの主張だけにに基づき、文書全体の非公開を求めていた。」従って、地方裁判所は、裁量権を濫用しなかった。

(2) 第三者の情報に関して、地方裁判所は、CAFCが公衆のアクセス権と第三者の財務およびライセンス情報を公衆の目から保護するという第三者利益とのバランスを取ることを可能にするのに十分な事実認定を行わなかった。